

報道機関各位

**「令和元年度箕輪町観光協会推奨土産品」を募集します**

箕輪町観光協会では、町の PR につなげるため、昨年度に引き続き推奨土産品となる商品を募集します。審査を通過した商品は「箕輪町観光協会推奨土産品」として認定します。

- |             |  |
|-------------|--|
| <b>対象品</b>  | ・町内で製造・加工されたもの<br>・町内外の事業所・施設等で広く継続的に販売可能なもの<br>・上記条件を満たしており、すでに販売されている商品も対象 |
| <b>申請資格</b> | 申請事業者は観光協会会員に限ります。<br>※非会員の場合は、観光協会への入会をお願いします。                              |
| <b>申請費用</b> | 無料   |
| <b>申請方法</b> | 観光協会窓口へ申請書と見本品等を提出   |
| <b>募集期間</b> | 令和元年 12月2日（月）～令和2年1月31日（金）   |
| <b>審査会</b>  | 令和2年2月下旬（予定）<br>※審査後、認定を受けた商品は「箕輪町観光協会推奨土産品」として、観光協会 HP 等で町内外へ PR します。       |
| <b>その他</b>  | 詳細は別紙概要をご覧ください。  |

添付資料  有  無

育てる男が、家族を変える。社会が動く。



箕輪町は、  
イクボス・温かボス  
イクメンを応援します！

箕輪町観光協会事務局  
（産業振興課 商工観光推進室内）  
（事務局長）河手 仁（担当）小松 祐貴  
電話：0265-79-3111（内線）158  
FAX：0265-79-0230  
E-mail：kankou@town.minowa.lg.jp

# 令和元年度 箕輪町観光協会推奨土産品認定事業 概要

## 1 事業目的

箕輪町観光協会は、「箕輪町観光協会推奨土産品」の認定を行い、町民や観光客に対して推奨土産品を周知することで、町のPRへつなげ、もって観光振興の一助とする。

## 2 事業詳細

### (1) 対象品

- ・町内で製造・加工されたもの。
- ・町内外の店舗・事業所・施設等で広く継続的に販売可能なもの。
- ・郵送や持ち運びに耐えうるもの。
- ・他の特許品の模造品、生産の過程で関係法令に違反していないもの。

#### 【食品の場合】

- ・可能な限り町内産の農産物等を使用する前提で製造されたもの。
- ・製造日から1週間以上の消費期限・または賞味期限を有するもの。
- ・上記条件を満たしており、すでに販売されている商品も対象とする。

### (2) 推奨基準

- ・品質が優れていること。
- ・意匠が優れていること。
- ・市場性があり、適正な価格であること。
- ・オリジナル性が高く、箕輪町のPRにつなげられるもの。

### (3) 申請資格

- ・箕輪町観光協会の会員であること。
- ・非会員の場合は、観光協会へ入会后、申請する。

### (4) 費用

- ・申請料・登録料は無料とする。

## (5) 申請方法

- ・申請書の提出（様式第1号）  
⇒記載内容：商品名、誕生秘話的、ストーリー等
- ・写真データ（外装、内装、製造過程、製造者の笑顔）
- ・審査会・試食会への商品の提出の了解

## (6) 認定シール

- ・所定の推奨土産品認定シールを貼付、販売することができる。
- ・認定シール（データも含む）は事務局で無料配布する。

## (7) 推奨期間

- ・推奨品の認定期間は原則3年以内とする。
- ・継続して認定を受ける場合は、更新を申請することができる。（様式第3号）

## (8) 募集期間

- ・2019年12月2日（月）～2020年1月31日（金）

## (9) 審査

- ・2020年2月下旬予定
- ・観光協会事務局及び一部理事で選考・認定する。
- ・審査員は事務局から打診する。

## 3 その他

事業についてご不明な点等ありましたら、箕輪町観光協会事務局（箕輪町役場産業振興課商工観光推進室内、電話0265-79-3111(内線158)）までお問い合わせください。

## 箕輪町観光協会推奨土産品認定事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、箕輪町観光協会の推奨品を認定し、もって地場産品の普及及び販路の開拓を図り、観光産業の振興と箕輪町のPRに寄与することを目的とする。

(対象品)

第2条 推奨品として認定の対象とするものは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 生産又は製造若しくは加工が町内においてなされたものであり、町内及び町外の店舗、事業所、施設等で広く継続的に販売できるものであること。

(2) 郵送や持ち運びに耐えうるもの。

(3) 推奨品が食品である場合は、可能な限り町内産の産物等を使用する前提で製造されたものであり、製造日から1週間以上の賞味期限を有するもの。

(4) 他の特許品又は登録品の模倣品でないこと。

(5) 生産、製造、加工、販売等に係る関係法令に違反していないものであること。

(6) 前各号を満たしており、すでに販売されている商品も対象とする。

2 前項に掲げるもののほか、箕輪町観光協会長（以下「協会長」という。）が推奨品として特に認定の対象と認めたもの。

(推奨基準)

第3条 推奨の基準は、次のとおりとする。

(1) 品質が優秀であること。

(2) 意匠が優れていること。

(3) 市場性が十分にあること。

(4) 適正な価格であること。

(5) オリジナル性が高く、箕輪町のイメージ及びPRを考慮していること。

(申請資格)

第4条 推奨品の申請ができる者は、原則として箕輪町観光協会の会員とする。ただし、協会長が必要と認めたときはこの限りではない。

(認定申請)

第5条 推奨品の認定を受けようとする者は、推奨品認定申請書（様式第1号）に認定を受けようとするものの見本を添えて協会長に提出しなければならない。なお、見本の提出が困難な場合は、写真、仕様書等を提出するものとする。

2 提出する見本は、一般商品としての形態を備えるものとし、原則として返却しない。

(認定審査)

第6条 前条の申請があったものは、箕輪町観光協会が開催する審査会で認定審査するものとする。

(推奨品の認定)

第7条 推奨品の認定は、審査の結果に基づき、協会長がこれを行う。

(認定証の交付及び遵守事項同意書)

第8条 協会長は、推奨品として認定した場合には、「認定証」を交付するとともに箕輪町観光協会ホームページにより公表する。

2 認定を受ける者は、遵守事項同意書(様式第2号)を提出しなければならない。

(推奨品マークの表示)

第9条 推奨品と認定したものには、所定の推奨品マークシールを貼付、表示することができる。

2 推奨品マークの表示は、推奨品以外のものに使用してはならない。推奨品マークシール及びデータは箕輪町観光協会事務局で配布する。

3 推奨品を製造、又は販売する事業者は、これを無料で受け取ることができる。

(推奨期間)

第10条 推奨品の認定期間は原則3年以内とする。ただし、認定期間後も継続して認定を受けようとする場合は再申請できるものとする。なお、推奨期間更新の際は、推奨品変更(更新)申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けなければならない。

(調査)

第11条 協会長は、推奨品の品質及び販売方法等について、随時調査を行うことができる。

(推奨品の改良)

第12条 協会長は、認定した推奨品について、市場の動向等を踏まえ改良することが望ましいときは、その旨を提案できるものとする。

(推奨品の変更承認)

第13条 推奨品の認定後、申請内容に変更が生じた場合は、推奨品変更(更新)申請書(様式第3号)を提出し承認を受けなければならない。

(推奨の取り消し)

第14条 協会長は、推奨品認定者又は推奨品が次の各号のいずれかに該当した場合には、認定を取り消すことができる。

(1) 認定を受ける資格を欠くに至った場合

(2) 虚偽の申請により認定を受けた場合

(3) 推奨品の品質等が認定の要件に合致しなくなった場合

(4) 推奨品マークを不正に使用した場合

(5) 関係法令に違反した場合

(6) 推奨品の生産又は製造若しくは加工及び販売を中止した場合

(7) その他認定が適当でない事実が判明した場合  
附 則

この要綱は、平成30年9月13日から施行する。

様式第1号

## 推奨土産品認定申請書

年 月 日

箕輪町観光協会長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

担当者氏名

電 話

箕輪町観光協会推奨土産品認定要綱第5条の規定に基づき、推奨品の認定を受けたく見本を添えて下記のとおり申請いたします。

### 記

商品名（販売名称）	原材料名（添加物含む）	製造場所
容 量	消費又は賞味期限	販売価格
特記事項 (商品のオリジナル性・ 誕生秘話・ストーリーなど)		

### ※ 留意事項

- 見本の提出が困難なときは、写真、仕様書、カタログ等を添付してください。
- 食品にあっては、検査機関の成績表の写し又は証明書がある場合は添付してください。
- 特記事項欄には、商品の特徴や町のPRに資する内容等を記入してください。
- 企業秘密に係わる事項は、記載及びに資料添付の必要はありません。

様式第2号

年 月 日

箕輪町観光協会長 様

## 遵 守 事 項 同 意 書

「箕輪町観光協会推奨土産品」の認定を受けるにあたり、下記の遵守事項に同意します。

### 記

- 1 推奨土産品マークシールは、認定推奨土産品以外のものには使用しない。
- 2 認定後、申請内容に変更が生じた場合には、変更申請し承認を受ける。
- 3 推奨土産品の品質及び販売方法等についての観光協会による調査にあたっては、指示に従い対応する。
- 4 推奨の取り消し事項に該当した場合は、奨品の認定を取り消されても異議は申し立てない。

申請者 住 所

氏 名

印

担当者 氏 名

電 話



推 奨 土 産 品 変 更 承 認 (更 新) 申 請 書

年 月 日

箕輪町観光協会長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

担当者氏名

電 話

箕輪町観光協会推奨土産品認定要綱に基づき、推奨品の変更承認（更新）を受けたく、見本を添えて申請いたします。

区 分	商品名 (販売名称)	原料名 (添加物含む)	製造場所	容 量	小売価格	認定番号	特 記 事 項
変更前 (更新前)							
変更後							

※ 留意事項

- 更新による再申請の場合は商品名と、変更がある項目について記載してください。
- 商品見本の提出が困難なときは、写真、仕様書、カタログ等を添付してください。
- 食品にあつては、検査機関の成績表の写し又は証明書を添付してください。
- 特記事項欄には、変更内容等を記入してください。
- 企業秘密に係わる事項は、記載並びに資料添付の必要はありません。